

一般社団法人 山形県手をつなぐ育成会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人山形県手をつなぐ育成会と称する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、知的しょうがい者の社会参加と権利擁護並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 知的しょうがい者の社会参加を図るための諸行事の開催
 - (2) 知的しょうがい者の福祉等に関する研修会及び講演会の開催
 - (3) 市町村育成会並びに知的しょうがい者並びに家族に対する相談、支援
 - (4) 会報の発行
 - (5) その他この法人の目的を達成するため必要な事業
- (主たる事務所の所在地)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を山形市小白川町二丁目 3 番 3 1 号山形県総合社会福祉センター内に置く。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員総会とする。

第 2 章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入会した次の 2 種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

(1) 正会員：第 7 条の規定により入会が承認された市町村手をつなぐ育成会並びにこの法人の事業に賛同する団体

(2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入 会)

第 7 条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、総会で定める会費を、当法人の指定する日までに当法人へ納入するものとする。本条の会費は、法人法第 27 条の経費とする。

2 納入された会費は、特別の理由がない限り、これを返還しない。

(会員名簿)

第 9 条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。本条の会員名簿を法人法 31 条の社員名簿とする

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(会員資格の喪失)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 1 年以上会費を滞納したとき
- (2) 総正会員の同意があったとき

(3) 会員である団体が解散したとき

(4) 除名

2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(退 会)

第11条 会員は、いつでも理事会において別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(退会に伴う権利および義務)

第12条 会員が前条の規定により退会したときは、当法人に対する(会員としての)権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員が退会しても、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、第6条で定める正会員をもって構成する。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属書類の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び財余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第15条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

3 総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 総会は、正会員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第18条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(総会の決議の省略)

第19条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議 決 権)

第20条 正会員は、法人法上の社員として総会に出席して1個の議決権を行使することができる。
(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、当法人の正会員の代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第22条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第23条 当法人の理事の員数は、6名以上10名以内とする。

(理事の資格)

第24条 当法人の理事は、当法人の正会員の代表者中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総正会員の議決権の過半数をもって、正会員の代表者以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第25条 当法人の監事の員数は、3名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第26条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第27条 当法人に理事長1人、副理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

2 理事長及び副理事長は、法人法上の代表理事とする。

3 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬は、無償とする。

第5章 理事会

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選任及び解職
- (4) その他法令で定められた事項

(招集)

第31条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集

の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第32条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 理事長及び副理事長は、5か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第39条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

2 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第40条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、会員に対して、剰余金の分配を行わないものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

(設立時正会員の氏名又は名称及び住所)

第43条 当法人の設立時正会員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 山形県酒田市小牧88番地

名称 酒田手をつなぐ育成会

住所 山形県最上郡真室川町大字新町127番地5
名称 真室川町手をつなぐ育成会
住所 山形県東根市中央一丁目3番5号
名称 東根市手をつなぐ育成会
住所 山形市城西町四丁目2番38号
名称 山形市手をつなぐ育成会
住所 山形県寒河江市南町三丁目3番31号
名称 寒河江市手をつなぐ育成会
住所 山形県米沢市万世町牛森4172番地7
名称 米沢市手をつなぐ育成会

(設立時の役員)

第44条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 守谷 俊雄
設立時理事 佐々木 茂
設立時理事 田中 俊久
設立時理事 高橋 清
設立時理事 佐々木 良子
設立時理事 佐藤 雅一
設立時理事 我妻 壽光
設立時監事 松浦 孝之
設立時監事 大石 ミヤ

(設立時の代表理事)

第45条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 山形県南陽市二色根19番地
氏名 守谷 俊雄(理事長)
住所 山形県最上郡真室川町大字新町121番地10
氏名 田中 俊久(副理事長)

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(顧問)

第47条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

1. 代表理事の相談に応じること
2. 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

(定款に定めのない事項)

第48条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人山形県手をつなぐ育成会を設立するため、本定款を作成し、設立時正会員が次に記名押印する。

以上、一般社団法人山形県手をつなぐ育成会を設立するため、本定款を作成し、設立時正会員が次に記名押印する。

平成22年3月16日

| | |
|--------|----------------------------|
| 設立時正会員 | 酒田手をつなぐ育成会 会長 佐々木 茂 |
| 設立時正会員 | 真室川町手をつなぐ育成会 会長 田 中 俊 久 |
| 設立時正会員 | 東根市手をつなぐ育成会 会長 高 橋 清 |
| 設立時正会員 | 山形市手をつなぐ育成会 会長 佐々木 良 子 |
| 設立時正会員 | 寒河江市手をつなぐ育成会 会長 佐 藤 雅 一 |
| 設立時正会員 | 米沢市手をつなぐ育成会 会長 我 妻 壽 光 |